

一般社団法人Jウエルネス振興会 サポーター規約

第1章 名称等

第1条(名称等)

一般社団法人Jウエルネス振興会(以下「運営者」といいます。)は、運営者が運営する勉強会、セミナー等において、第3条を目的として、Jウエルネスサポーター制度(以下「JWS」といいます。)を設けます。

第2条(目的)

JWSは、日本が提唱する新しいウエルネス、Jウエルネスの振興、発展に寄与するための活動を支援することを目的とします。

第2章 規約

第3条(規約の趣旨)

1. JWSの規約(以下「本規約」といいます。)は、JWSの運営等に関し必要な事項を定め、運営者とサポーターとの間のJWSに関わる一切の関係に適用されます。
2. 本規約の内容と本規約外における本制度の説明等が異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第4条(規則の制定)

運営者は、本規約のほか必要に応じて種々の規則を制定し、当該規則は本規約の一部を構成するものとします。

第5条(規約の変更)

運営者は、本規約を随時変更することができます。なお、運営者は第18条の規定にもとづき、サポーターに対し本規約の変更を告知した場合、運営者がサポーターに提供するサービス(第5章に定めます。以下「本サービス」といいます。)の内容その他の条件は、変更後の本規約が適用されるものとします。

第3章 サポーター

第6条(サポーター)

サポーターは、法人もしくは個人であって、第3条に定めるJWSの目的を含む本規約の内容を了解の上、第7条の規定にもとづき運営者に対してJWSへ入会を申し込み、入会した方をいいます。

第7条(入会方法)

1. JWSへ入会を希望する方(以下「入会希望者」といいます。)は、別紙申込書を提出し申し込みを行い、下記の年会費(消費税を含む)を支払うものとします。
JWS 年会費 20,000 円
2. 入会希望者が所定の手続きを適切に完了したと運営者が認め、且つ運営者が年会費の入金を確認した時点でJWSへの入会手続きが完了するものとします。
3. 入会希望者は、運営者が入会希望者からの入会の申し込みを承認しない場合があることをあらかじめ承諾します。
4. 運営者は、必要に応じて年会費の金額を変更することができるものとします。
5. 運営者は、サポーターから支払われた年会費について、理由の如何に拘わらずサポーターに返還しないものとします。

第8条(入会期間)

サポーターの入会期間は、前条第2項の規定にもとづきJWSへの入会手続きが完了した日(以下「入会日」といいます。)から起算して1年間とします。

第9条(資格の停止および取り消し)

運営者は、サポーターが次の各号の一に該当する場合は、事前に通知することなく、直ちにサポーターの資格を停止し、またはJWSを退会させることができます。なお、サポーターは、資格停止期間中或いは退会後は本サービスを利用することができず、これにより当該サポーターまたは第三者に損害が発生しても、運営者は一切の責任を負わないものとします。

1. 公序良俗、法令に違反する行為があった場合
2. 他のサポーターもしくは第三者を誹謗、中傷することなど他のサポーターもしくは第三者に不利益を与える行為があった場合
3. 当会の運営を妨害する行為があった場合
4. 運営者への申告、登録事項に虚偽があった場合
5. 暴力団、暴力団構成員または準構成員、暴力団関係団体または暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明した場合

6. 本規約に違反した場合
7. その他サポーターとして不適切である旨運営者が判断した場合

第10条(権利の譲渡等の禁止)

1. サポーターは、サポーターたる地位およびこれから生ずる権利義務の全部または一部を第三者に貸与又は譲渡し、質入その他担保の用に供することはできません。
2. 運営者がJWSにかかる事業を第三者に譲渡した場合、当該譲渡に伴い本規約における運営者の地位およびこれから生ずる権利義務並びにサポーターの登録事項その他個人情報を当該譲受人に譲渡することができるものを当該譲受人に譲渡することができるものとし、サポーターはかかる譲渡につき予め承諾するものとします。

第11条(個人情報の取り扱い)

運営者は、サポーターの個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいいます。この条において以下同じ。)を、運営者が別途定めるプライバシーポリシーの定めに従って取り扱います。

第4章 サービス

第12条(サービスの提供)

運営者は、サポーターに対して、当会で運営者が開催する勉強会、セミナー等への無料参加サービス、メール等における情報サービス等(以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。本サービスの内容は、人数制限等逐次案内するものとします。

第13条(サービス内容の変更)

運営者は、本サービスの内容を変更する場合、本サービスの変更内容について、事前或いは事後に第18条の規定にもとづきサポーターに告知するものとします。

第14条(サービスの中断および JWS 運営の中止)

サポーターは、運営者がサポーターに第18条の定めに従い事前に告知した上で、JWSの運営を中止する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第5章 雑則

第15条(著作権その他の権利)

運営者が運営する当館のウェブサイト、運営者が発行する当館の会報誌及びメールニュース等に掲載されるすべてのコンテンツは、運営者が著作権その他の一切の権利を有するものとします。

第16条(免責)

1. 運営者は、運営者の責めに帰すべき事由により運営者が本サービスを中止、中断したこと並びに運営者が本規約を変更したことおよび本サービスの内容を変更したこと等によりサポーターに損害が発生した場合といえども、サポーターに対していかなる責任も負わず、また賠償を行う義務を負わないものとします。
2. 何らかの理由により運営者が責任を負う場合であっても、運営者はサポーターに発生した損害につき、年会費を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接的損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

第17条(損害賠償)

サポーターが、本規約に違反する行為、または不正もしくは違法な行為によって運営者に損害を与えた場合、運営者は当該サポーターに対して、運営者の被った損害の賠償を請求できるものとします。

第18条(告知)

運営者は、次の方法によりサポーターに対して告知するものとします。

運営者が運営する当会ウェブサイト(<https://j-wellness.jp/>)への掲載等その他運営者が適当と判断する手段

第19条(専属的合意管轄裁判所)

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条(準拠法)

本規約に関する準拠法は日本法とします。

以上